

仙台市「杜の都」景観計画

仙台市

第4章 屋外広告物に関する行為の制限

1. 景観計画区域内の屋外広告物

景観計画区域内の屋外広告物については、魅力ある都市の景観形成を図るため、以下の基準とする。

【景観計画区域における屋外広告物の基準】

- ・看板、サインは、極端に派手な色彩の使用を避け、建築物との一体化、集約化を工夫する。
- ・幹線道路沿いに設ける屋外広告は、交差点での過度な設置を避け、街並みの美観を工夫する。

2. 景観重点区域内の屋外広告物

景観重点区域内の屋外広告物については、以下の基準を基に、仙台市屋外広告物条例に新たな広告物景観地域を創設し、地区特性を踏まえた、きめ細かな規制・誘導を図る。

【景観重点区域における屋外広告物の基準】

ゾーン	基準
広瀬川周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広瀬川の自然環境との調和を最優先し、屋上及び壁面広告は、ビル名等の自己用のみとし、河畔からの眺望景観を阻害するような過大なものとならないようにするとともに、市街地から青葉山等を見通す視線を阻害するような過大なものとならないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さないものとする。
青葉山・大年寺山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告は自己用のみとし、市街地から眺望できる丘陵景観を阻害するような過大な屋上・壁面広告物・地上広告物等にならないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮し、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さないものとする。
北山・宮町界隈ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社寺林等への眺望に配慮し、過大な屋上広告物等にならないようにする。 【大崎八幡宮・青葉神社・東照宮等の周辺】 ・ 歴史的建造物の風致を損なわないよう、派手な色彩・光に動きや点滅を繰り返す照明表示を施さないものとする。 【通町・宮町等の旧街道沿い】 ・ 旧街道沿いでは、通り越しに見通せる丘陵地の緑に配慮した設置位置や表示面積とする。
都心ビジネスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風格と魅力ある街並み景観を形成するため、高層建築物については、高層部分への屋外広告は、ビル名等の自己用のみとし過大なものとしないようにする。 ■ 建築デザインとの一体性に配慮した意匠・色彩とし、光による過度の動き・著しい点滅を繰り返す照明表示を施さないものとする。 【仙台駅周辺】 ・ 仙台駅の玄関口の景観を形成するため、青葉通から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、過大なものとならないようにする。 ・ ペDESTリアンデッキからの歩行者の視線に配慮し、屋上や壁面、窓面等の広告はできるだけ集約し、建築物の意匠と調和する屋外広告物とする。 【定禅寺通、青葉通、宮城野通等幹線道路の沿道】 ・ ケヤキ並木等の街路樹や建築物等の街並みに調和する屋外広告物の規模、意匠、色彩等とする。

仙台市屋外広告物条例のしおり

—まちに調和し安全な広告物を—

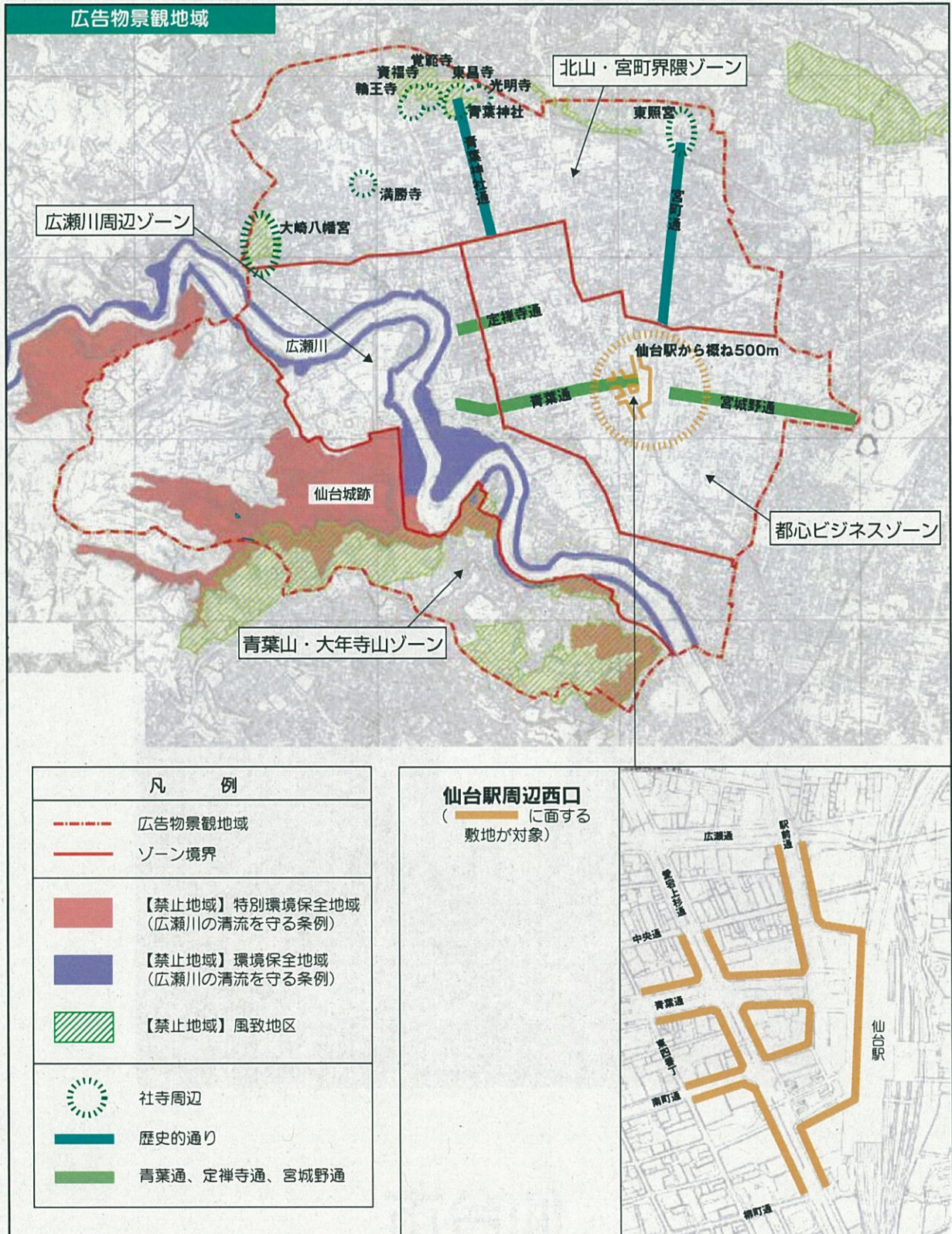


仙台市

地域特性に応じたきめ細かい基準があります

景観計画に定める「景観重点区域」を「広告物景観地域」に指定し、景観計画に即して具体的な基準を示した「広告物設置基準」と、より望ましい基準としての「広告物誘導基準」が定められています。

「広告物設置基準」は現行の許可基準に内容を追加するものです。「広告物誘導基準」は良好な景観形成を積極的に誘導すべき事項について定めるもので、建物ごとに自主的に取り組む協定を締結する基準としても活用します。各ゾーンの地域特性については、仙台市「杜の都」景観計画第2章をご覧ください。



広告物景観地域の許可基準

広瀬川周辺ゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

表示面積

- ・ 屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内

建物等の屋上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・ 自己用・管理用のみ※

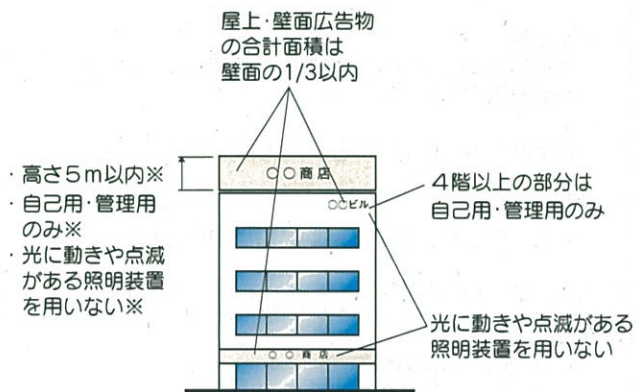
高さ

- ・ 5m以内※

照明

- ・ 光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※

- ※国道4号・48号・旧4号の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く



建物等の壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・ 4階以上の部分は自己用・管理用のみ

照明

- ・ 光の点滅や動きがある照明装置は使用しない

青葉山・大年寺山ゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

表示面積

- ・ 屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内

照明

- ・ 光の点滅や動きがある照明装置は使用しない

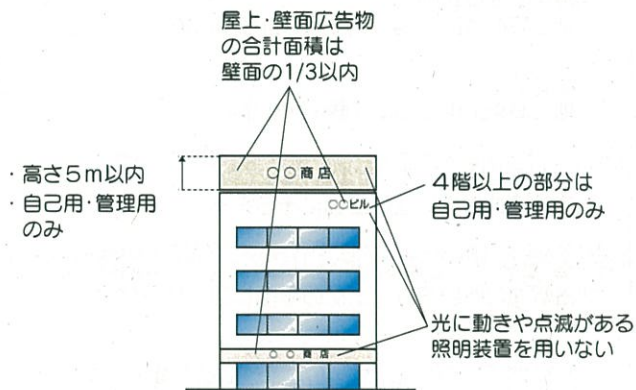
建物等の屋上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・ 自己用・管理用のみ

高さ

- ・ 5m以内



建物等の壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・ 4階以上の部分は自己用・管理用のみ

独立して地上に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・ 自己用・案内誘導用※・管理用のみ

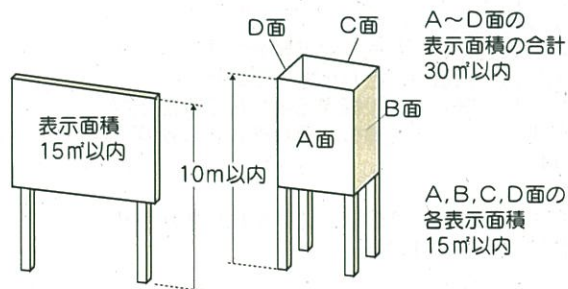
- ※案内誘導先の施設の名称、施設までの方向、距離、地図及び電話番号のみが表示された物

表示面積

- ・ 1面15㎡以内、合計30㎡以内

高さ

- ・ 10m以内



広告物景観地域の許可基準

北山・宮町界隈ゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

- ・ 地上高30m以上は、自己用・管理用のみ

表示面積

- ・ 屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内

- ・ 地上高30m以上は、1面40㎡以内

照明

- ・ 光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※

建物等の屋上に掲出される広告物

高さ

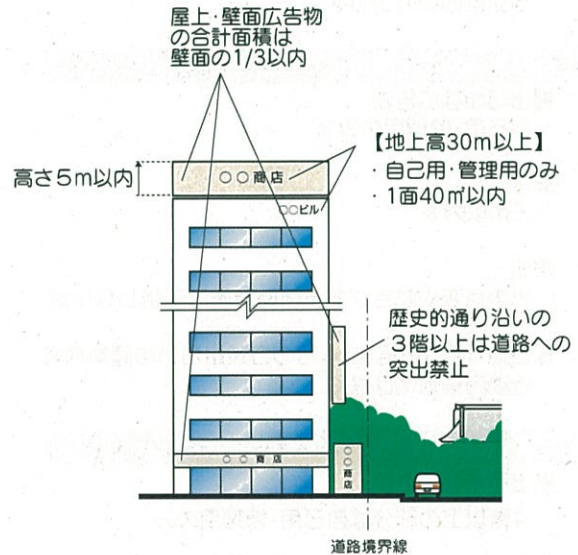
- ・ 5m以内（商業地域を除く）

建物等の壁面に掲出される広告物

- ・ 歴史的通り（青葉神社通、宮町通）沿いの3階以上の壁面に設置する袖看板は、道路への突出を禁止

独立して地上に掲出される広告物

- ・ 光の点滅や動きがある照明装置は使用しない※



※社寺周辺（大崎八幡宮・東照宮・青葉神社・輪王寺・北山五山の市長が指定する建造物等から100m以内）の広告物

都心ビジネスゾーン

建物等の屋上または壁面に掲出される広告物

掲出可能な広告物

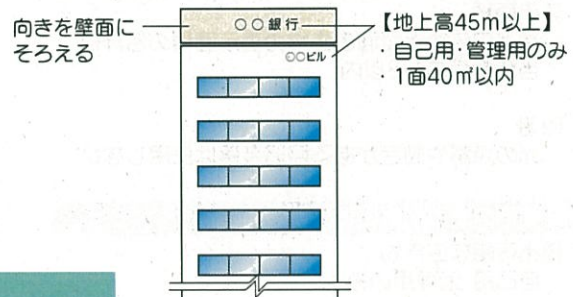
- ・ 地上高45m以上は、自己用・管理用のみ

表示面積

- ・ 地上高45m以上は、1面40㎡以内

建物等の屋上に掲出される広告物

- ・ 広告面の向きは建物壁面にそろえる



仙台駅周辺西口

仙台駅周辺西口では、上記の基準に加え以下の基準があります。

建物等の屋上に掲出される広告物

高さ

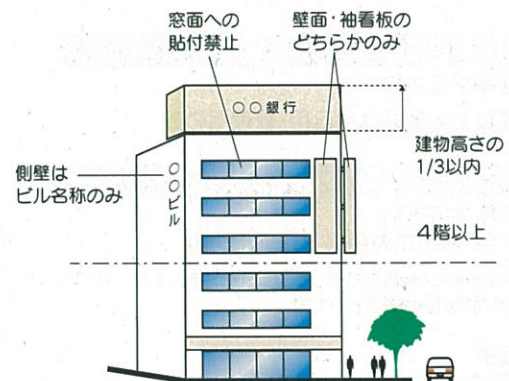
- ・ 建物高さの1/3以内

建物等の壁面に掲出される広告物（4階以上）

- ・ 4階以上では1壁面につき壁面広告物・突出し広告物（袖看板）どちらか一つの種別。ただし、集約して設置する場合は壁面広告物・突出し広告物（袖看板）それぞれ1箇所ずつは可能

- ・ 道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみ

- ・ 4階以上の窓面に貼り付けて表示しない



優れた広告景観の創出も大切です

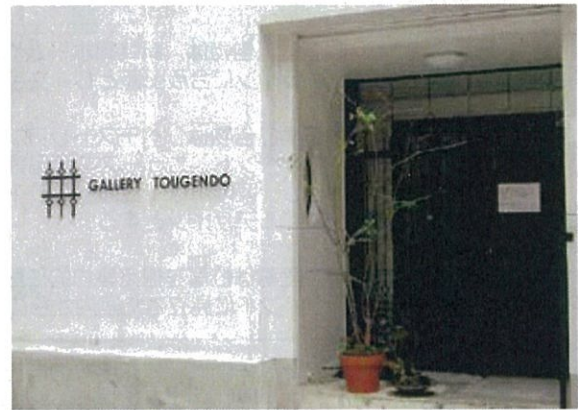
広告物モデル地区

杜の都・仙台の「顔」となり、広告物等に関するすぐれた景観を形成するため、特に必要であると認められる区域については、広告物などに関する整備計画を定めて「広告物モデル地区」に指定します。

平成10年4月には定禅寺通地区を、平成17年10月には宮城野通地区を、また平成27年12月には青葉通地区を、“杜の都”のシンボルとして「広告物モデル地区」に指定しています。

広告物モデル地区の基準等に関しては、街並み形成課にお問い合わせ下さい。

■定禅寺通広告物モデル地区



■宮城野通広告物モデル地区



■青葉通広告物モデル地区

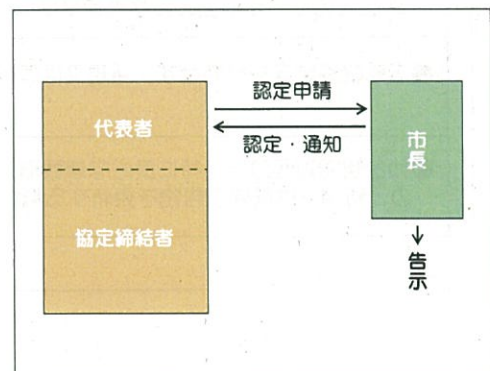


広告物協定

市内の各地域において、その景観と調和する優れたデザインの広告物を増やしていくため、その地域に住んでいる人々が自主的な取り決めを行い守っていくための制度で、一定の区域にある土地・建物の所有者等は、優れた景観を形成するために広告物等について協定を締結し、市の認定を受けることができます。

この広告物協定を結んだ人は、代表者を通じて「広告物協定書」を市長に提出し、その認定を求めることができます。

■広告物協定の進め方



定禅寺通

街並み形成ガイドライン

景観地区
地区計画
広告物モデル地区
誘導指針

定禅寺通
Jozenji-dori Avenue



広瀬通・青葉通方面
For Hirose-dori Ave., Aoba-dori Ave.

東北公済病院

Tohoku Kosai Hospital 300m

戦災復興記念館

Sendai City War Reconstruction Memorial Hall 500m

楽
台
山
ormis

この町は
歴史のまち
です。歴史を
感じるには
ぜひ、この
まちを歩い
てほしい。

広告物に関するルール(1)

定禅寺通広告物整備計画

◆ 広告物の整備に関する目標及び指針

本地区は、仙台市の都心地区に位置する中心市街地で、地区内には、美しいケヤキ並木の大通りがあり、杜の都・仙台のシンボル空間として市民全体の誇りともなっている。今後の街づくりにおいては、このケヤキ並木の素晴らしい環境を守り、活かしていくとともに、新しい都市文化を創造し、四季のイベントを通じた賑わいと交流を生み出す空間として街並みを形成していくことが求められている。

そのため、街並みの形成において主要な要素である広告物についても景観形成に対し大きな影響を及ぼすものであることから、その表示については周囲の景観と調和した適正なものとしていくことが必要となる。

そこで、広告物の整備にあたっては、定禅寺通地区計画や景観地区の指定によるまちづくりの方向に合わせ、表示できる広告物等の内容や形態、種類、色彩等について独自の制限を行なうとともに、本地区の街並みと調和するよう指導及び助言を行い、良好な景観形成を目指していくこととする。

● 定禅寺通のイメージスケッチ



◆ 広告物美観維持基準

◇ 共通基準

1. 掲出可能な広告物

- ・定禅寺通に面して掲出できる広告物等は次のものに限る。ただし、街路灯に掲出する広告幕(フラッグ)については、街の賑わいの創出や各種イベントを支援するためのもので、「杜の都の風土を育む景観条例」に規定する景観まちづくり協議会として認定された定禅寺通街づくり協議会が認め、市長の許可を受けたものはこの限りではない。
 - ①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所又は作業所に表示し、又は設置する広告物等
 - ②前記に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

2. 意匠・形態

- ・定禅寺通の景観を損なわないよう意匠、形態、位置に配慮し、街並みを演出する広告物となるよう工夫する。
 - ①絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照屋外広告物を設置してはならない。
 - ②可能な限り建築物と一体化したデザインとなるよう配慮する。
 - ③低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りの賑わいづくりに配慮する。



壁面色に合わせた下地に、リズム感をもたせた文字広告物



広告塔で集合化した広告物

3. 色彩

- ・極端に鮮やかな色、蛍光色の使用は避ける。
- ・面積が7㎡以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする(地色を含む)。ただし、景観形成のうえで特にデザインに配慮されたものについてはその限りではない。
- ・彩度をおさえた色彩を使用することとし、2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする。

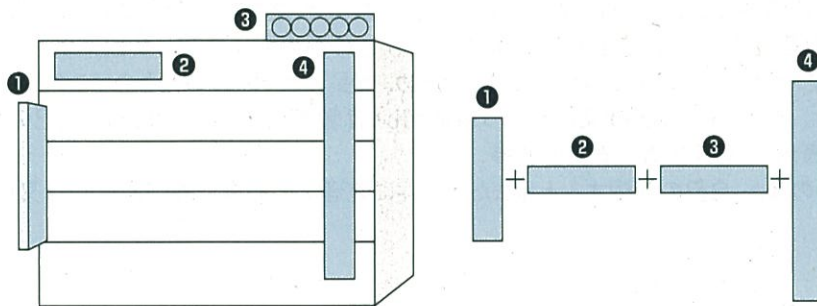


極端に鮮やかな色を避け、壁面にデザイン化されたシンプルな文字広告物

広告物に関するルール(2)

4. 総量の制限

- ・屋外広告物は、集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
- ・屋上広告物、壁面を利用して表示する広告物、突出し広告物の合計面積は、定禅寺通に面した当該壁面の投影面積の5分の1以下、かつ150㎡以下とする。



① + ② + ③ + ④ ≤ (定禅寺通に面した壁面の投影面積)の1/5以下、かつ150㎡以下

- ・総量の制限は、定禅寺通に面した壁面等に設置される広告物が対象となります。
- ・壁の面積は、屋上塔屋を含んだ投影面積です。広告物の面積についても投影面積を指します。
- ・ただし、突出し広告物(袖看板)は、投影面積とその直角方向の面積を加えた面積を対象とします。(投影面積がフレームなどの場合は、直角方向の面積のみとなります。)

◇種別による基準

5. 屋上広告物

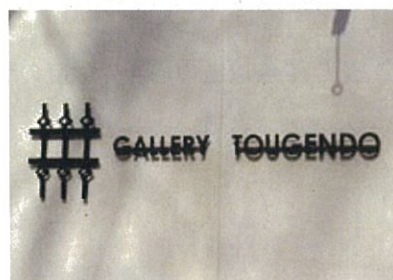
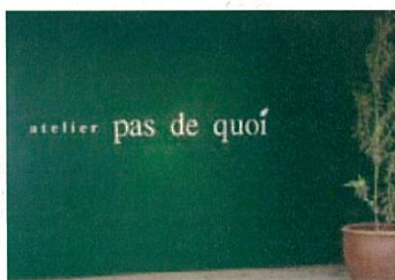
- ・原則として禁止する。
- ただし、独立文字による表示やデザインに配慮がなされたものを除く。
- また、骨組みや支柱はデザイン的な要素を持つもの以外は、定禅寺通から見た場合に目立たないように配慮する。



建物と一体化したバラベットの、文字のみを貼り付けた広告物

6. 壁面を利用する広告物

- ・可能な限り、切文字による表示とするなど、壁面が直接下地になるようにする。



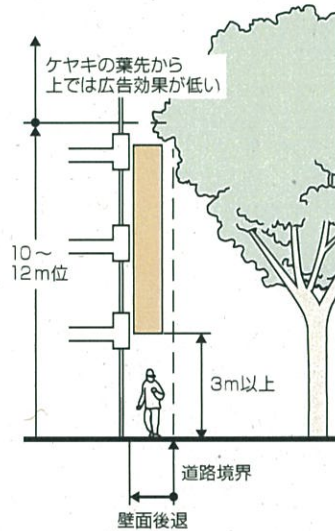
低層階の壁面にマークと文字で表したシンプルな広告物



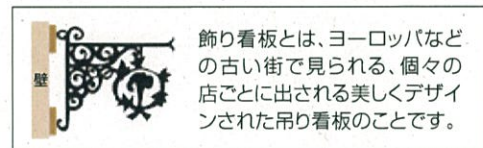
アクセント色を活用したデザイン文字の広告物

7. 突出し広告物(袖看板)

- ・建物のファサードデザインを活かすため、道路境界を越えての突出しは避ける。
- ・オープンスペース内に設置する突出し広告物の下端の位置は地盤面から3.0m以上とする。ただし、飾り看板など特に街の賑わいに寄与すると認められるものについてはこの限りではない。
- ・突出し広告物の地色は壁面と同系色を使うなど、建物との調和を図る。



飾り看板用にデザインして設置された吊り下げ金具



8. 独立固定広告物

- ・敷地内のオープンスペースに集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。



独立固定広告物に集約化したテナントの案内表示



オープンスペースの緑の中に設置された独立固定広告物

9. 広告幕(フラッグ)

- ・街路灯に設置するものについては、固定式バナーアームが取り付けられているもののみとし、個人名や企業名(各種イベントによるものでスポンサーとなるものは除く。ただし、その大きさは全体の1/5までとする。)及び商品名の表示をしないこと。



バナーアームが取り付けられている街路灯に設置した広告物

◆ 誘導指針

- ・窓面を使用する広告物についても景観形成への配慮を行う。

※許可を必要としない屋外広告物について(広告物モデル地区内における届出)

仙台市屋外広告物条例の規定による許可を要しない屋外広告物を表示または設置(変更、改造等を含む。)する場合は、屋外広告物表示(設置)の届出が必要です。